

家屋の取り壊し・住宅用地 変更の届出をお忘れなく

■家屋を取り壊した方へ

固定資産税は、毎年1月1日現在の状況で課税します。

平成24年中に家屋を取り壊した方は届出をしてください。

■住宅用地の変更をした方へ
宅地の固定資産税は、その宅地が住宅用地であるか否かで税額が異なります。

平成24年中に住宅用地を住宅用地以外に変更した方や、住宅用地以外の用地を住宅用地に変更した方は届出をしてください。

■届出先

○市庁舎本館資産税課

TEL0897-52-1276

○各総合支所

税務課税務係（東予）
総務課税務係（丹原・小松）

記帳・帳簿等の保存制度の 対象者が拡大されます

個人の白色申告者のうち、前々年分あるいは前年分の事業所得、不動産所得または山林所得の合計額が300万円を超える方に必要とされています。

た記帳と帳簿書類の保存が、これらの所得を生ずる業務を行うすべての方（所得税の申告の必要がない方を含む）について、平成26年1月から同様に必要となります。該当する方は、記帳や帳簿書類等の準備をお願いします。

記帳・帳簿等の保存制度や記帳の内容の詳細は、国税庁ホームページをご覧ください。

URL <http://www.nta.go.jp>

■問合せ

伊予西条税務署

TEL0897-56-3290

※自動音声に従い、「2」番を選択してください。

国の教育ローン

国の教育ローンは、高校や大学などの入学・在学費用を日本政策金融公庫が融資する公的な制度です。学生一人につき300万円以内の利用ができ、在学期間内は利息のみの返済とすることもできます。

■問合せ

教育ローンコールセンター

TEL0570-008656

※右記の番号が利用できない場合は、TEL03-5321-8656へ。

12月は「一斉滞納整理強化月間」

一丸となって滞納整理に取り組みます

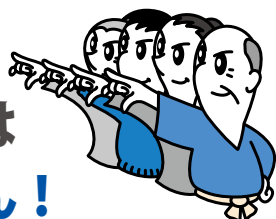
県内の市町、愛媛県、愛媛地方税滞納整理機構は12月を「一斉滞納整理強化月間」と定め、一丸となって滞納整理に取り組みます。

※「愛媛地方税滞納整理機構」は愛媛県内の市町税の徴収を専門に行う広域的組織（県内全市町加入の一部事務組合）です。滞納案件を市町から引き継ぎ、差押・公売などの滞納処分を前提に滞納整理を行います。

県下一斉に「催告」を実施！

当市の財政運営に大きな影響を与える市税収入の確保は最重要課題です。そこで、市税の自主納付の促進と滞納整理を図るため、12月に一斉催告を実施して収納率の向上に努めます。なお、納期限を過ぎた場合は、年14.6%の延滞金を併せて納付していただきます。

悪質な滞納者の
逃げ得、ごね得は
絶対に許しません！



市税の滞納処分を執行します

納期限が過ぎているのに納付しない場合は、督促状や催告書を送付して税の納付を促します。

それでも納付のない場合には財産調査を行い、悪質な滞納者に対しては、必要に応じて不動産・預貯金・生命保険・給与・年金・国税還付金・売掛金などの差し押さえを実施する場合があります。また、高額・悪質な滞納案件は、愛媛地方税滞納整理機構に徴収を移管することがあります。

●平成23年度における西条市の滞納処分状況

不動産：42件 預貯金：251件 生命保険：78件
給与：80件 年金：10件 国税還付金：53件
売掛金など：8件

あなたの財産が

差し押さえられると



不動産など



預貯金
保険、給与、
年金など

売却や直接
取り立てします

税金

※差し押さえは、その処分を受ける個人または法人の生活・経済活動に影響を及ぼす大変厳しい処分です。

問合せ ○市庁舎本館納税課 納税第1係 TEL0897-52-1241 納税第2係 TEL0897-52-1279

○東予総合支所 税務課税務係 ○丹原総合支所・小松総合支所 総務課税務係